

解禁指定あり

平成29年5月29日
中部地方整備局
道路部交通対策課本年度
第一回目

特殊車両の集中取締りを実施

～愛知、岐阜、三重、長野県の国道事務所が参加します～

1. 概要

道路は一定の基準に基づいて作られており、決められた大きさや重さを超える車両（以下「特殊車両」といいます）を通行させる場合には、道路管理者から許可を受ける必要があります。

違法な特殊車両の通行は、交通の危険を生じさせるほか、国民の重要な社会インフラである橋梁等の道路構造物にダメージを与え、その劣化を早めるなど、多大な悪影響を及ぼすため、中部地方整備局では、従来より各県警察の協力を得て、違法な特殊車両の現地取締りを継続的に行っております。

今回、本年度第一回目となる、管内6事務所による特殊車両集中取締りを行うこととしましたのでお知らせします。

2. 実施日時及び実施事務所

- ・平成29年6月6日（火）紀勢国道事務所
- ・平成29年6月7日（水）名古屋国道事務所
- ・平成29年6月9日（金）岐阜、高山、北勢及び飯田国道事務所

※ 各事務所の実施場所及び実施時間は別紙1をご確認下さい

（天候により延期又は中止する場合があります）

3. 添付資料

別紙1：各事務所実施場所及び実施時間

別紙2：平成28年度特殊車両現地取締結果、特殊車両現地取締実施状況

別紙3：違法重量超過車が道路に与える影響

4. 解禁日時

平成29年6月9日（金）16時以降

5. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、高山記者クラブ、松阪記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、木曽合同庁舎記者室、塩尻桔梗ヶ原記者クラブ

6. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 道路部交通対策課長

いしがき まさひこ

石垣 政彦

Tel 052-953-8178

Fax 052-953-9208

※ 現地取材を希望される場合は事前にお問い合わせ下さい。



道路の異状を発見したら・・・迷わず、
道路緊急ダイヤル 緊急通報 「#9910」（通話料無料）

◆ 平成28年度特殊車両現地取締結果

事務所名	実施回数	計測台数	警告件数	措置命令件数		
				徐行	夜間通行	軽減
多治見砂防国道事務所	7	29	22	2	0	2
岐阜国道事務所	7	31	19	0	0	2
高山国道事務所	6	19	10	0	0	0
静岡国道事務所	2	6	5	0	0	0
浜松河川国道事務所	1	4	2	0	0	0
名古屋国道事務所	16	46	36	3	2	2
三重河川国道事務所	7	19	6	4	0	1
紀勢国道事務所	9	11	6	0	0	0
北勢国道事務所	9	35	18	0	0	4
飯田国道事務所	8	18	13	2	0	0
合計	72	218	137	11	2	11

◆ 特殊車両現地取締実施状況

- 道路を通行する車両について、警察の協力により停止していただき、特殊車両通行許可証を確認するとともに、車両寸法や重量が許可の内容と適合しているか確認します。(写真①、②、③)
- 無許可や許可条件に違反している車両に対しては、その場における積載物の軽減等の措置を命じたり、警告書の発出を行うなどして法令遵守を指導します。(写真④)



① ドライバーへの説明・特殊車両通行許可証の確認
(平成28年10月20日:三重県伊賀市)



② 車両寸法の測定
(平成28年7月7日:愛知県弥富市)



③ 車両重量の測定
(平成28年8月3日:静岡県藤枝市)

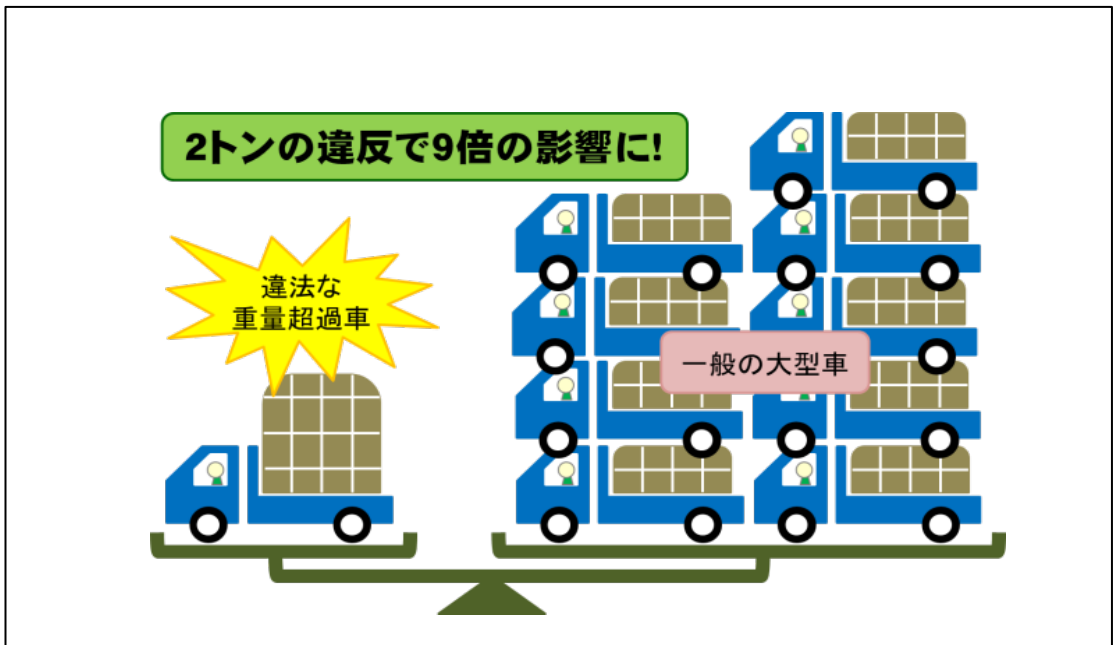


④ 積載物の軽減作業
(平成28年9月27日:岐阜県海津市)

◆ 違法重量超過車が道路に与える影響

◇ 軸重と道路橋劣化の関係

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9倍の重さがのることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。



◇ 違法大型車両が道路橋の劣化に与える影響

- 通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、**僅か0.3%**
- その僅かな違法車両の通行が道路橋に与える影響は、**全体の約9割を占めます**

